

公正な事業活動

マネジメントシステム

国境を越えたグローバルな企業活動が活発になる中、意図的な不正行為や犯罪だけでなく、関係者の意識不足や認識不足によるさまざまな不祥事が頻発しています。また、法制度が未整備な国や地域で事業活動を行う従業員は、常に高い規範意識を持続ける必要があります。

パナソニックでは、世界のどの国・地域においても公正な事業を推進し、持続可能な社会を実現していくために、経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業行動指針などの要素を組み入れた「パナソニック行動基準」の中に、「法令と企業倫理の順守」を明記して、グローバルに徹底しています。行動基準の運用にあたっては、カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者がグローバルに連携して取り組んでいます。

従業員に対しては、年間を通じて、各種リスクに対応したコンプライアンスの取り組み・啓発を実施し、倫理・法令順守意識の強化に努めています。さらに、年1回、世界の全拠点における「パナソニック行動基準」の順守・実践状況について確認し、確認結果は全社統制監査の一環として、監査法人による外部監査の対象にもなっています。

また、不祥事の防止や早期解決を目的に、国内外の拠点やお取引先様からも通報ができるグローバルホットラインを設け、贈収賄・腐敗行為リスクの早期発見・再発防止を目的に、リスクが高いと考えられる拠点に対して、本社部門によるコンプライアンス監査を実施しています。

これらの取り組みで把握された課題は、事業場単位で是正に取り組むとともに、本社にも一元的・網羅的に集約され、社会情勢等も踏まえた上で、全社施策に反映し、これらを繰り返すことにより継続的な改善を図っています。現在は「競争法違反リスクに対するリスク低減策の実施」「贈収賄・腐敗行為リスクに対するリスク低減策の実施」を重点テーマとして活動を推進しています。

方針

当社は、経営理念「事業を通じて世界中の人々の暮らしの向上と社会の発展に貢献すること」を実践するために、経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業行動指針などの要素を組み入れた「パナソニック行動基準」を制定し、22言語に翻訳し、パナソニックブランドの目指す姿と企業の社会的責任(CSR)に関する社会の要請に対する当社の基本姿勢を全取締役・従業員でグローバルに共有しています。

パナソニック行動基準(一部抜粋)

パナソニック行動基準では、「社会の公器」として公正な事業慣行に取り組むことを定めています。

第1章 私たちの基本理念

企業は社会の公器

私たちの会社は私企業であっても、事業には社会的責任があります。

私たちは、「企業は社会の公器」との理念のもと、その責任を自覚し全うしなければなりません。さらに、さまざまなステークホルダーとの対話を通じて、透明性の高い事業活動を心がけ、そして説明責任を果たします。そのために、私たちは、常に公正かつ正直な行動をスピーディーに行うよう努めます。

▶パナソニック行動基準 第1章 私たちの基本理念

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-1.html>

第2章 事業活動の推進

II-3. 法令と企業倫理の順守

(1) 法令と企業倫理の順守は経営の根幹

私たちは、常に法令はもちろん、企業倫理を順守して、誠実に業務を遂行します。業務のあらゆる場面で、法令と企業倫理を順守することは、会社存立の大前提であるとともに、経営の根幹です。

(2) 公正な行動

私たちは、公正かつ自由な競争を尊重し、独占禁止法その他関係法令を順守します。

また、接待や贈答その他形態の如何を問わず、法令または社会倫理に反して、利益の提供を行わないとともに、個人的な利益供与を受けません。

反社会的勢力、団体に対しても、毅然とした態度で対応します。

(3) 関係法令の社内徹底

私たちは、法令やその精神の順守をより確実なものにするため、社内規程の整備に努めるほか、事業活動にかかわる法令に関する情報を積極的に収集し、教育研修など、あらゆる機会を活用して、社内への徹底を図ります。

(4) 法令違反の早期是正と厳正な対処

私たちは、業務に関して法令や企業倫理に違反する疑いがある場合には、上司あるいは法務部門など適切な関係部門や社内通報窓口に報告します。不正な目的でなく、法令違反またはそのおそれがあることを報告した者が、これを理由に解雇、降格等の不利益な取り扱いを受けることは、一切ありません。このような報告を取り扱うにあたっては情報管理を徹底します。

また、法令違反の行為が生じた場合には、速やかにその違反状態を是正し、再発防止を図るとともに、違反行為に対して厳正に対処します。

▶パナソニック行動基準 第2章 事業活動の推進：II-3. 法令と企業倫理の順守

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-3>

コミュニケーション

当社では、事業の最高責任者のコンプライアンス意識が最も重要であるとの考え方のもと、カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者を通じて、グローバルに事業現場でのコンプライアンスの浸透を図っています。例えば、カンパニーと地域統括会社の法務責任者が出席する「Direct Report Meeting」等で、年度のコンプライアンス方針を共有し、年間を通じて、様々なコンプライアンスに関する取り組みを行っています（詳細は「コンプライアンス教育」をご参照ください）。また、当社事業に関係のある法改正、政省令、官庁通達等が発信された場合は、都度、カンパニー法務責任者や関連組織等に通知、連絡を行っています。

教育

全従業員が順守を求められる「パナソニック行動基準」や基本的なコンプライアンスの啓発については入社時、昇格時などに加え、随時eラーニングや各種コンプライアンス教材の提供などを通じて、通年で教育・研修を実施しています。

また、行動基準のコンプライアンスに関わる事項の実践ツールとして、「コンプライアンスガイドブック」を整備しています。贈収賄・腐敗行為防止や競争法違反防止など、当社従業員が日常の業務活動において法令を順守し、社会からの期待に応えるうえで必要な事項を事例形式でわかりやすく解説した内容で、コンプライアンスの観点からとくに重要と思われる54項目を挙げています。

また、カルテルを含む競争法、輸出管理、著作権法等、各種法令の順守に関するeラーニングを提供し、各カンパニーで営業、調達、技術職能などに実施しています。

当社グループでは、年間を通じて、倫理・法令順守意識のグローバルな定着とリスクへの対応力向上をめざした取り組みを実施しています。近年では、事業環境や当社事業の変化に伴い、特定の事業分野・部門、国・地域におけるリスクの変化や法令違反・不祥事の兆しを的確にとらえる取り組みを強化しています。

さらに、社長・カンパニー長・事業部長・地域総代表などの経営幹部が倫理・法令順守の方針・姿勢を明示し、コンプライアンスの重要性を現場レベルまで浸透させています。

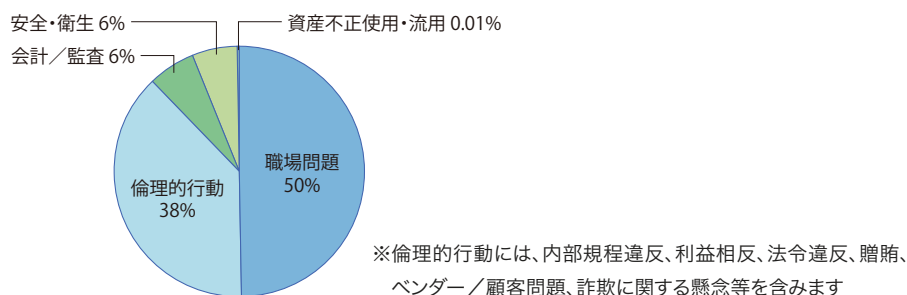
責任者・体制

ゼネラル・カウンセル(General Counsel, GC)は、取締役 ローレンス ウィリアム ベイツ(Laurence W. Bates)です。(2021年8月現在)カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者を通じて、グローバルに事業現場でのコンプライアンスの浸透を図っています。コンプライアンスに関する重大リスクについての取り組みや主な調査案件については、取締役会で報告しています。

内部通報制度

当社は、グループ統一の内部通報窓口として、「グローバルホットライン」を設置し、広くコンプライアンス上の問題を受け付けています。また、職場における均等取り扱い、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどの相談に関する「イコールパートナーシップ相談室」(日本国内)や、当社の会計・監査に関する「監査役通報システム」も設置しています。「パナソニック行動基準」において、「不正な目的でなく、法令違反またはそのおそれがあることを報告した者が、これを理由に解雇、降格等の不利益な取り扱いを受けることは、一切ありません。このような報告を取り扱うにあたっては情報管理を徹底します」と定めており、通報者に対する不利益な取扱いは固く禁止され、秘密が守られます。また、匿名でも通報することができます。2019年7月には、新しい2つの社内規程、「社内通報および調査に関する規程」と「通報者等への報復行為禁止に関する規程」を制定しました。前者により、コンプライアンス上の問題の報告・通報と、その適正な受付・調査・是正などの仕組みを定め、問題の早期発見と改善を図っています。また後者により、通報者、調査協力者および調査チームの従業員等への報復行為を禁止しており、通報者等の保護に関する「パナソニック行動基準」の規定を明確化し、社内通報制度の適正な運営の確保を図っています。2020年度は、約570件の通報、相談を受け、そのうち約80%が上記グローバルホットラインを通じたものでした。内容としては全件のうち約半数が各種職場問題に関するものでした(下記グラフをご参照ください)。2020年度中に受け付けたもののうち、約27%につき事実であることが確認されました(2021年5月31日時点で調査継続中のものを除きます)。また、グローバルホットラインで受け付けた全ての通報、相談については、通報窓口が関係部門と連携しつつ、調査、事実確認のうえ対応しています。

相談内容(2020年度)



評価

コンプライアンスに関する方針の理解度、施策の有効性や定着度合いについてモニタリングするため、年1回、グローバルな全拠点において「パナソニック行動基準」の順守・実践状況についての確認を行っています。具体的には、グループ各社での「行動基準順守担当取締役・役員」の任命、行動基準に関する教育・研修の実施、行動基準の順守に関する誓約書の取得などの状況について確認を行うとともに、確認結果は本社統制監査の一環として、監査法人による外部監査の対象にもなっています。

重大な違反と是正の取り組み

当社および当社米国子会社のパナソニック アビオニクス(株)(以下、「PAC」)は、PACによる航空会社との特定の取引およびその取引に関連するエージェントやコンサルタントの起用に関する活動について、米国証券取引委員会および米国司法省(以下、「米国政府当局」)から、連邦海外腐敗行為防止法および米国証券関連法に基づく調査を受けていましたが、2018年5月に米国政府当局との間で制裁金の支払について合意し、その後制裁金を支払いました。このことを真摯に受け止め、引き続き再発防止に向けた管理を徹底していきます。

重大な法令、社内規程違反が発覚した場合は、直ちに違反行為を停止し、事実と真因を適切に調査した上で、対応策を検討します。また、必要に応じて、取締役会への報告を行い、迅速かつグループ横断的な対応を検討します。なお、2020年度は、罰金対象の重大違反はなく、制裁金の支払いはありませんでした。

コンプライアンス・プログラム

当社は、「競争法違反」および「贈収賄・腐敗行為」などのリスク低減策の実施に関するコンプライアンス・プログラムを全社的に推進しています。2020年度は、コンプライアンス・インフラストラクチャー強化のための以下の各取り組みをグローバルで推進しました。

- 「経営層の関与」：社長、カンパニー社長、地域総代表およびゼネラル・カウンセルらの経営幹部から従業員に対してコンプライアンスメッセージを発信し、また、取締役会をはじめとする経営会議でコンプライアンス討議を実施しました。さらに、ゼネラル・カウンセルが各カンパニーや各地域統括の経営陣とのコンプライアンスに関する討議を行うなど、経営層が直接コンプライアンスに関与しています。
- 「コンプライアンス意識・風土の浸透」：カルテル防止や消費者の個人情報保護・プライバシーへの配慮の観点について理解を深めるためのコンプライアンスマンガを作成して20言語でグローバルに配信しました。また、グローバルホットラインについて解説したリーフレットを作成しました。さらに、グローバルの全従業員を対象に、「従業員意識調査」の中でコンプライアンス設問について調査を行いました。2020年度の回答者は約14万人でした。
- 「教育・啓発」：コンプライアンスに関する全社eラーニングをグローバルに実施しています。
- 2018年度：「重大不正」約14万人受講
- 2019年度：「パナソニック行動基準」約14万人受講
- 2020年度：「利益相反」「会計不正」約14万人受講

また毎四半期に、事業部長宛てにコンプライアンスに関するニュースレターを配信しています。

- 「グローバルホットラインの運用」：前述の「内部通報制度」で記載したように、ホットラインへの通報や報告、その他監査等において違反を疑われる行為を発見した場合は、速やかに社内調査を行います。社内調査により違反行為の事実を確認した場合は、直ちに違反状態を解消するとともに、真因を分析し、再発防止策の実施、必要に応じて関係者の処分を行います。
- 「コンプライアンスオペレーティングレビューの実施」：各カンパニーにおける重要な法務・コンプライアンスリスクについて、各カンパニーの経営層とゼネラル・カウンセルが討議を行って課題の共有と対策の検討を行い、その結果を2020年度のグローバルなコンプライアンス施策の活動計画や各カンパニーの具体的な取り組みに反映し、推進しています。
- 「調査機能の強化」：全社の社内通報・調査制度の整備を行い、2019年7月1日付でグローバル規程として、「社内通報および調査に関する規程」と「通報者等への報復行為禁止に関する規程」を制定しました（詳細は「内部通報制度」の章をご参照ください）。

また、2020年度は、従前の取り組みを深化させて継続しつつ、重大なコンプライアンス事案のエスカレーション等についてのルールを新たに整備しました。

カルテル防止

当社は、過去に当局から摘発された事実を厳粛に受け止め、「カルテル防止」に取り組んでいます。ひとたびカルテルを起こすと、お客様からの信頼を失うだけでなく、高額な制裁金や損害賠償金の支払い、公共調達における指名停止処分など、事業活動への様々な悪影響が発生することから、徹底して防止に取り組んでいます。

基本方針

カルテルや談合を防止するために以下のような基本方針を掲げて取り組んでいます。

- 競合他社との接触は必要最低限に限るものとし、やむを得ず競合他社と接触する場合、事前に必要な承認を取得するものとします。
- 競合他社との間で、価格や数量など競争に関わる事項について情報交換や取り決めを行うことは厳に禁止します。
- カルテルの疑いを招く行為に遭遇した場合には、異議を述べ退席する等の行動をとるとともに、社内に必要な報告を行うものとします。
- 社内通報制度や社内リエンシー制度を設け、会社としての自浄能力向上に取り組むとともに、リスク評価に基づいた適切なモニタリングを実施し、効果的なカルテル防止体制を構築します。

競合他社との活動に関する規程

当社では、競合他社との活動全般に関し、2008年に、カルテル・談合およびそれらの疑いを招く行為を防止することを目的とした「競合他社との活動に関する規程」を制定し、グループ全従業員に適用しています。この規程には以下のような項目が含まれています。

- 製品等の価格、数量、性能・仕様に関する情報交換や取り決めなど、カルテル・談合およびその疑いを受ける行為の禁止
- 競合他社と接触する場合に、事業場長および法務責任者の事前承認を得ることを義務付ける事前承認制度
- 不適切な行為があった場合の対応
- 違反のおそれがある場合の報告義務
- 違反した場合の措置
- 社内リエンシー制度

贈収賄・腐敗行為の防止

これまで当社は、公務員贈賄の防止はもとより、当社行動基準に定めるとおり、接待や贈答その他形態の如何を問わず、法令または社会倫理に反して、利益の提供を行うこと、また、個人的な利益供与を受けることを禁止してきました。さらに、今日の時勢に適合する形で贈収賄・腐敗行為の防止をグローバルに徹底するため、2019年7月1日付で、パナソニックグループの全役員・従業員に適用される新たなグローバル全社規程として、下記4規程を制定しました。

・「グローバル贈収賄・腐敗行為防止規程」

公務員を当事者とする賄賂を含む腐敗および取引先様との関係における腐敗行為について、実際の腐敗行為または腐敗とみなされる行為を有効に防止、発見、調査および是正することを目的として制定。

ファシリテーションペイメントの定義とその禁止、政治献金・寄付・スポンサーシップ、ロビイング、雇用および採用、合併・買収・ジョイントベンチャーなどの各項目について、その定義と贈収賄・腐敗行為に該当する行為の禁止や贈収賄・腐敗行為防止に向けたデュー・ディリジェンスなどの具体的な手続を定める。

・「贈収賄・腐敗行為防止に向けた特定取引先に関するリスク管理規程」

中間販売業者や業務委託先に関わる贈賄およびその他の腐敗行為のリスクを軽減し、これらのリスクに関連する現実および予想される問題を防止・発見・調査・是正することを目的に制定。

これらの取引先様のリスク審査に関する原則を定める。

・「贈収賄・腐敗行為防止に向けた贈答品・接待等に関する規程」

公務員・取引先様それぞれからの、または、それぞれに対する、食事、もてなし、旅費負担を含む贈答・接待の提供と受入れに係る贈収賄・腐敗行為関連リスクの防止を目的として、禁止行為や実施に当たっての具体的な手続を定める。

・「利益相反防止規程」

取締役や従業員等の個人的利益や社外活動が、直接または間接的にパナソニックグループ全体の利益と抵触している、もしくは何らかの形で、自身の事業上の決定、行為、義務、忠実性もしくは職務遂行能力に影響を与えている場合（これらの外観を有する場合を含む）を「利益相反」として定め、その防止、特定、管理および是正に関する規則に加え、具体的に利益相反に該当するおそれがある行為を定める。

また、「特定取引先様」との取引開始・更新に際して、当該取引に伴う贈収賄を含む腐敗行為全般のリスクを事前に審査するための新たなリスク審査プロセスを導入しました。これらの新たな規程や取り組みを徹底するため、全社的に周知・推進活動を行っています。加えて調達部門においては、その優先的地位の乱用を防ぎ、購入先様と健全な関係を築き公平公正な取引を行うため、2004年に「クリーン調達宣言」を行い、行動規範に従って調達活動を行っています。

詳細は「責任ある調達活動」の章(P89)をご参照ください。また、すべてのお取引先様においても当社に関連する事業の実施において贈収賄・腐敗行為等の不正な手段を用いることがないよう、当社がお取引先様に順守いただきたい事項をまとめた「贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン(お取引先様向け)」を策定し、順守を要請しています。

お取引先様の皆様へ <贈収賄・腐敗行為防止について>

当社では、グローバルで贈収賄・腐敗行為の防止に取り組んでおります。(詳細は上記「贈収賄・腐敗行為の防止」をご参照ください。)

当社の事業に関係する全てのお取引先様におかれましても、当社に関連する事業の実施において贈収賄・腐敗行為等の不正な手段を用いることがないよう、当社がお取引先様に順守いただきたい事項をまとめた「贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン(お取引先様向け)」を策定いたしました。

当社の贈収賄規制法令の順守においては、お取引先様のご理解・ご協力が不可欠となります。

お取引先様におかれましては、ご理解の上、ご徹底いただきますようお願い申し上げます。

PDFファイル:「贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン(お取引先様向け)」(日本語)

https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/pdf/Guideline%20of%20Anti-bribery%20and%20Anti-Corruption_jp.pdf

PDFファイル:「贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン(お取引先様向け)」(英語)

https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/pdf/Guideline%20of%20Anti-bribery%20and%20Anti-Corruption_en.pdf

PDFファイル:「贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン(お取引先様向け)」(中国語)

https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/pdf/Guideline%20of%20Anti-bribery%20and%20Anti-Corruption_cn.pdf

コンプライアンスリスクのアセスメント

贈収賄・腐敗行為防止リスクについて、リスク評価の上、リスクが高い拠点については、コンプライアンス監査部門において巡回で監査を実施しています。

政治献金における透明性の確保

当社は、政治寄付を企業の社会的責任の一環と認識して行っています。これは、日本経団連の見解「民主政治を適切に維持していくためには相応のコストが不可欠であり、企業の政治寄付は、企業の社会貢献の一環として重要性を有する」にも沿っています。政治寄付に当たっては、政治資金規正法などの関連法令を順守するとともに、前述の贈収賄・腐敗行為の防止のためのグローバル全社規程をはじめとする厳格な社内ルールを定め、公務員への贈賄の疑いがもたれる行為や汚職に当たる行為を禁止しています。政治寄付の実施にあたっては複数の担当役員に報告・確認し、合議承認を得ることなどを規定しています。

なお日本国内では、政治資金の収支状況を公開することが政治団体に義務づけられており、総務省のポータルに報告書が掲載されています。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/

(当社についての記載は、下記最終ページの下から3段目)

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/contents/SS20201127/006410_18.pdf

模倣品対策の取り組み

事業のグローバル化やインターネットの進展を背景に、当社の模倣品による被害がコンシューマー向け商品からBtoB向け商品まで、全世界に広がっています。模倣品は、お客様に対して品質問題(事故・ケガ)を引き起こすだけでなく、社会全体に対して経済的損失(税収減、企業の開発意欲の減退)や安全問題(国家安全保障の脅威・犯罪/テロ組織の資金源)を引き起こし、健全な社会づくりの阻害要因となる可能性があります。加えて、押収された模倣品は、廃棄する際にはごみとして処理されるため、環境への影響も懸念されます。模倣品のない社会を築くことは企業の責務であると認識し、当社は、模倣品の撲滅に向け下記のような取り組みをグローバルで実施しています。

<具体的対策>

- 当局へ情報提供をおこない、当局による偽物製造工場摘発を促進
- 中国における大規模商談会で模倣品の商談成立を阻止
- 各国税関に偽物の真贋判定方法のトレーニングを実施し、実際での模倣品差し止めを促進
- 各国の販売先(店舗やECサイトなど)で模倣品販売を阻止
- 各国当局と連携した市場への啓発活動
- 業界での消費者向けの啓発活動
- 法制度や法運用が不十分な国の政府に対して改善を求める働きかけ
- 模倣品業者に対して民事訴訟を提起し、偽物の製造・販売を阻止
- 消費者向けに啓発動画を制作し、知財教育を促進し偽物購入を防止

貿易コンプライアンス

当社は、安全保障貿易管理、関税法をはじめとする各国の輸出入規制および貿易関連法令の順守など、コンプライアンスを徹底しています。

日本では、貨物のセキュリティ管理と法令順守の体制が整備された事業者に対して、税関手続きの緩和や簡素化策を提供する「AEO (Authorized Economic Operator)」制度において、税関より「特定輸出者」として承認されています。自社のみならず業務委託先についても、物理的、人的、情報のセキュリティが確保された企業を選択することで国際物流の安全確保に努めています。

また、グローバルに各地域でAEO制度への参画の取り組みを推進しており、例えば、米国法人のパナソニックノースアメリカ(PNA)では、「テロ防止のための税関産業界提携プログラム (C-TPAT)」に参加している他、中国におけるAEO制度参画も積極的に推進しています。